



鳥取県公報

平成18年 2月24日(金)
第 7 7 6 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定 (104) (協働推進室) 1
大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出 (105) (経済交流課) 2
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集 (10) 2
- ◇ 公 告 土地収用法による審理の開始 (管理課) 3
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課) 3

告 示

鳥取県告示第104号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第1項の規定に基づき、同項第1号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	種 別	図 書 類		
		題 名 及 び 号 数	発 行 記 号 等	表 示 さ れ た 発 行 所 名
7024	雑 誌	ナマしてッ！！いいよ 2月号 vol.24	雑誌 06877-2	マイウェイ出版株式会社
7025	〃	アジア王 2月号	雑誌 11403-2	〃
7026	〃	人妻本当にあったHな話 vol.8	雑誌 18136-3	株式会社ぶんか社
7027	〃	D E E P vol.5	雑誌 16618-03	株式会社白石書店
7028	〃	別冊投稿キング vol.6	雑誌 17854-2	ワイレア出版株式会社

7029	〃	月刊バチェラー 3月号	雑誌 07537-03	株式会社ダイアプレス
7030	〃	月刊メルフレ ボンバー	雑誌 08513-03	KKベストセラーズ
7031	〃	ザ・ベストマガジンオリジナル 3月号	雑誌 04039-03	〃
7032	〃	ザ・ベストマガジン 3月号	雑誌 14003-03	〃
7033	〃	女陰覚醒	雑誌 52252-29	株式会社エンジェル出版
7034	〃	潜入失敗そして拷問	雑誌 55215-56	株式会社東京三世社
7035	〃	コミック真激 3月号	雑誌 04913-03	クロエ出版

鳥取県告示第105号

平成17年鳥取県告示第904号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示したホームセンタージュンテンドー新岩美店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見の概要

(1) 県道の交通渋滞について

来客が集中する際の対応が必要である。

(2) 店舗前の道路について

道路が狭く、車両のすれ違いが困難なため、対応が必要である。

2 縦覧に供する期間

平成18年2月24日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

岩美郡岩美町大字浦富675-1

岩美町産業観光課

選挙管理委員会告示

平成18年第2回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成18年 2月24日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成18年 2月28日（火）午後 1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成17年度市町村選挙啓発担当者研修会の開催について
 - (2) その他

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成18年 2月24日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

- 1 期日

平成18年 3月22日（水）午前11時
- 2 場所

鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第2庁舎 7階 第23会議室
- 3 件名

篠田南谷川通常砂防工事

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成18年 2月24日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

- 1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

 - (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日	時	場	所	受 講 対 象 者

経験者講習	平成18年3月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察 署の管内に居住する者
-------	--------------------------------------	------------------------	-----------------------------

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑